

事務連絡  
平成30年3月22日

各医療施設管理者 殿

徳島県保健福祉部  
医療政策課広域医療室長

平成30年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る  
事業計画書の提出について（依頼）

日頃は、本県医療行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省から標記補助金に係る事業計画書の提出依頼がありましたので、貴医療機関において補助金申請の希望がある場合は、次のとおり必要書類を御提出ください。

なお、この依頼文は、連絡の遺漏を防ぐため、補助対象外と思われる医療機関に対しても送付しておりますので、御了承ください。

1 提出書類

- (1) 事業計画書（様式3-12（個表））
- (2) 整備図面（3部） ※対象整備面積の算出根拠がわかるもの
- (3) 見積書等（3部） ※事業費の算出根拠がわかるもの

2 提出方法 郵送または持参による。

3 提出期限 平成30年4月10日（火） 厳守

4 その他

補助の条件等については、「医療とくしま」ホームページに掲載する交付要綱等の資料をよく御確認いただきますようお願いいたします。

提出・問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 廣瀬

電話: 088-621-2732 ファクシミリ: 088-621-2898

電子メール: [hirose\\_kousuke\\_1@pref.tokushima.jp](mailto:hirose_kousuke_1@pref.tokushima.jp)

## 平成 30 年度有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業のポイント

◎ 補助対象は次のとおりです。

- ・スプリンクラーの設置 整備面積 1 m<sup>2</sup>あたり 17,500 円
- ・自動火災通報設備の設置 1 施設あたり 1,030,000 円
- ・火災通報装置の設置 1 施設あたり 310,000 円
- ・非常通報装置としての機能を併せ持つ火災通報装置の設置  
1 施設あたり 378,000 円

◎ 補助金事業のスケジュールは未定ですが、国から補助金の内示があってから平成 31 年 3 月 31 日までの間に工事を完了する必要があります。完了できない場合は、補助金の対象にならないため、補助金の支給ができませんのでご注意ください。なお、昨年度の国からの補助金の内示は 10 月末でした。

◎ 補助金交付要綱等の資料を「医療とくしま」ホームページに掲載していますので、必ずよく御確認の上、御提出ください。

また、様式の電子データも併せて掲載していますので、適宜御利用ください。

→URL <http://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/docs/2018031300035/>